

第4章 鯖江市に住むために必要なこと

日本の生活では住んでいる町の市役所（鯖江市役所）によく行きます。
生活が変わったら鯖江市役所で手続きをします。
生活のことはわからないことがあるときは相談できます。

15 マイナンバー制度

マイナンバー（個人番号）は一人に一つだけの番号です。

市役所での手続き、はたらくとき、口座を作るとき、銀行などから外国にお金を送るとき、マイナンバーが必要です。

マイナンバーはずっと変わりません。

マイナンバーがかいてある「通知カード」や「個人番号通知書」は大切にしてください。

とても大切な番号なので他の人にすぐ教えないでください。
必要なときだけ教えてください。

マイナンバーが必要なとき

- ・口座をつくる時
- ・銀行などから外国にお金を送るとき
- ・会社やお店などではたらき始める時
- ・市役所で税金などの書類を出す時

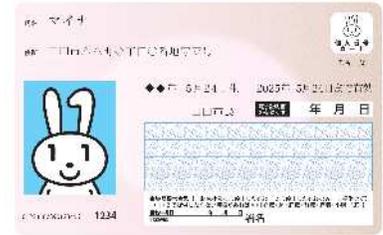
マイナンバー：日本で生活する人には「マイナンバー」という番号があります。この番号は一人ずつ違います。

日本の住所が決まって市役所に「転入届」を出した人には「マイナンバーのお知らせ」が郵便で来ます。

口座を作る：通帳を作ること

通知カードの他に「マイナンバーカード」があります。
マイナンバーカードにはマイナンバーが書いてあります。
身分証明書になります。

マイナンバーカードを作るときは在留カードと
パスポートをもって市役所に行きます。



マイナンバーカード

マイナンバーカード：あなたのマイナンバーが書いてあるカードで日本で
便利に暮らしていくために必要なICチップ付き
カードです。

*わからないことがあったときは
市役所の市民窓口課に聞いてください。
下のホームページを見てください。



☆内閣府ホームページ <https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

☆マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-0178-26 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)

月曜日～金曜日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30

(年末年始は休みです)

マイナンバー制度について聞くところ

市役所 市民窓口課 Tel (0778) 53-2206

16 印鑑登録

印鑑 (ハンコ) をあなたのものとして登録することです。
公式の手続きに 使います。

登録できる 印鑑は 1人 一つです。

車や家をかうとき 実印が必要なときがあります。
必要なときはハンコ (印鑑) を『実印』として市役所に登録してください。

登録したハンコ (印鑑) が実印になります

印鑑を登録するときに必要なもの。

- ・在留カード (または特別永住者証明書)

本人の確認をします。

- ・登録する印鑑

(住民票にかいてある氏名併記名通称名の印鑑)

登録：公式に記録すること

※使うことができない字があります。
印鑑を作るときにハンコ屋で聞いてください。

印鑑登録について聞くところ

市役所 市民窓口課 Tel (0778) 53-2206

17 あかちゃんが生まれたとき

あかちゃんが生まれたことを市役所に知らせます。

生まれた日から14日以内に市役所に『出生届』を出します。

18 家族などが死んだとき

その人が死んだことを市役所に知らせます。

7日以内に市役所に『死亡届』を出します。

死んだ人が住んでいた町か、書類を出す人が住んでいる町の市役所に 出します。

19 結婚するとき

結婚したことを市役所に知らせます。

日本で結婚する人は住んでいる町の市役所に『婚姻届』を出します。
次の書類を持って市役所に行きます。

- 婚姻届
- パスポート
- 婚姻要件具備証明書
(普通は自国の大使館で発行) と その日本語訳文
- 出生証明書と その訳文

※国籍によって必要な書類が違います。

20 住所が変わったとき

引っ越ししたときは市役所に知らせます。

引っ越し場所によって届出の方法がちがいます。

届出：書類を出すこと

方法：やりかた

☆鯖江市の中で引っ越ししたとき。

変わった後14日以内に『転居届』を出します。

在留カード（また特別永住者証明書）とマイナンバーカードを一緒に市役所に持って行きます。

☆鯖江市以外へ引っ越ししたとき。

市役所で転出の手続きをします。

転出先が日本の国内なら『転出証明書』をもらいます。

新しい住所の市役所に『転入届』を出します。

転出証明書

在留カード（または特別永住者証明書）

マイナンバーカードを持って市役所に行きます。

転出：他の市や町に住所が変わること

17～20番について聞くところ

市役所 市民窓口課 Tel (0778) 53-2206

21 水や電気のお金

21-1 水道

水道を使いたいときは市役所に連絡します

アパートや家を借りている人はお金の払い方を確認します。

アパートや家を借りた会社や店にききます。

使った水の量や料金の説明は下の文とイラストを見てください。

☆口座振替のとき

金融機関窓口で申し込みます。

水道料金等納付書 通帳 印鑑を持っていきます。

口座振替：銀行などから自動で払う方法
金融機関窓口：銀行などで受付をする場所

☆料金を直接払うとき

コンビニエンスストアや金融機関窓口で払います。

水道料金等納付書を持っていきます。

※使用料のお知らせ

- ① 口座振替額（領収金額） この前払ったお金
- ② 名前・住所・お客様番号 あなたの名前など
- ③ 予定料金合計 この次払うお金

※水道料金等納付書（口座振替がないとき）

- ① 使用期間 水道を使った日の数
- ② 納入期限 お金を払うしめきり
- ③ 合計納入金額 あなたが払うお金
- ④ お客様控え あなたの領収書

使用水量のお知らせ

検針日 年 月 日 検針員

使用場所 ② (お客様番号) 様

水道料金・下水道使用料等口座振替済のお知らせ

19年 6~7月分 振替日 年 月 日

水道使用量	下水道使用量
m ³	m ³
水道料金	下水道使用料等
円	円
合計料金	① 5,060 円
金融機関	

使用水量のお知らせ

19年 8~9月分

今回指針	メーター
m ³	
(-)前回指針	m ³
(+)旧メーター水量	m ³
今回使用水量	m ³
今水道予定料金	円
下水道等予定使用料金	円
予定料金合計	③ 4,095 円
次回振替予定日	年 月 日

上記料金にはすべて消費税が含まれています。
本票により集金することはありません。

鯖江市 上下水道お客様センター TEL 0778 (53) 2237
ししほぴゃ。

使用水量のお知らせ
こうさ ぶりがえがく りょうしゅうきんがく

- ① 口座振替額(領収金額)
- ② 名前・住所・お客様番号
- ③ 予定料金合計

<h4>水道料金等領収済通知書</h4> <p>①</p> <p>振替日 平成19年 6月 5日</p> <p>振替額 5,060 円</p> <p>②</p> <p>③</p>	<h4>水道料金等納付書</h4> <p>振替額 4,095 円</p> <p>④</p>	<h4>水道料金等納入通知書</h4> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑨</p> <p>⑩</p> <p>⑪</p> <p>⑫</p> <p>⑬</p> <p>⑭</p> <p>⑮</p> <p>⑯</p> <p>⑰</p> <p>⑱</p> <p>⑲</p> <p>⑳</p> <p>㉑</p> <p>㉒</p> <p>㉓</p> <p>㉔</p> <p>㉕</p> <p>㉖</p> <p>㉗</p> <p>㉘</p> <p>㉙</p> <p>㉚</p> <p>㉛</p> <p>㉜</p> <p>㉝</p> <p>㉞</p> <p>㉟</p> <p>㊱</p> <p>㊲</p> <p>㊳</p> <p>㊴</p> <p>㊵</p> <p>㊶</p> <p>㊷</p> <p>㊸</p> <p>㊹</p> <p>㊺</p> <p>㊻</p> <p>㊼</p> <p>㊽</p> <p>㊾</p> <p>㊿</p>
---	---	---

水道料金等納付書(口座振替なしの場合)

- ① 使用期間
- ② 納入期限
- ③ 合計納入金額
- ④ お客様控(振り込み後、この部分は領収書となります)

水道について聞くところ

市役所 上下水道お客様センター

Tel (0778) 53-2237

21-2 ガス

ガスを 使う ときは ガス会社に 連絡します。

ガスが なくなる 前に ガス会社が 新しい ガスボンベを 持って きます。
アパートや 家を 借りている 人は ガス会社の 名前や お金の 払い方を
確認します。

アパートや 家を 借りた 会社や 店に 聞きます。

21-3 電気

電気を 使う ときは 電力会社に 連絡します。

電気代 (電気の お金) は 金融機関か コンビニエンスストアで 払います。
電気料金振替通知書を持って 行きます。
口座振替で 払う ことも できます。

電気について聞くところ

北陸電力お客様サービスセンター TEL 0120-776-453

※24時間対応・通話料無料、日本語のみ対応

21-4 電話

携帯電話 (スマートフォン) の 会社には NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが
あります。

料金の 安い スマートフォンの 会社も あります。

電話を 使う ために 申し込みを します。

申し込む ときは 在留カード (または特別永住者証明書) 銀行口座
パスポート 印鑑などが 必要です。

2 2 金融機関 [銀行 (Bank) や郵便局など]

2 2 - 1 銀行 (Bank)

口座を作ることで貯金・払い出し・振込み(送金)・両替などができます。

【鯖江市内金融機関一覧】

福井銀行

鯖江支店(住吉支店)、神明支店、東鯖江支店、河和田支店

北陸銀行

鯖江支店、神明支店

福井信用金庫

鯖江本町支店、神中支店、河和田支店、
神明支店、吉川支店、鯖江営業部

福井県農業協同組合

丹南基幹支店、舟津支店、神明支店、鯖江中央支店、鯖江北支店、鯖江西支店、
鯖江東支店、河和田出張所

福邦銀行

鯖江支店、神明支店

2 3 郵便局 (Post Office)

2 3 - 1 国内郵便

郵便ははがきが 63円 封書が 84円 からです。

重さや大きさに値段が違います。

荷物を送ることもできます。

ゆうパック(小包) 速達 書留郵便もあります。

2 3 - 2 国際郵便

船便 航空便 エコノミー航空 (SAL)

国際エクスプレスメール (EMS) があります。

23-3 郵便貯金、送金など
 貯金 送金の サービス 公共料金の 自動払い込みが できます。
 海外への 送金 も できます。

送金：お金を送ること

【郵便局住所一覧】

- 鯖江郵便局
 鯖江市水落町1丁目2-28
 TEL (0778) 51-0220
- 鯖江旭町郵便局
 鯖江市旭町1丁目6-13
 TEL (0778) 51-4290
- 鯖江桜郵便局
 鯖江市桜町2丁目905
 TEL (0778) 52-9075
- 鯖江鳥羽町郵便局
 鯖江市鳥羽3丁目2-1
 TEL (0778) 51-4282
- 新横江簡易郵便局
 鯖江市定次町2-24
 TEL (0778) 52-1674
- 鯖江御幸簡易郵便局
 鯖江市御幸町3-501-8
 TEL (0778) 52-2560
- 神明郵便局
 鯖江市神明町1丁目2-17
 TEL (0778) 51-4250
- 中河郵便局
 鯖江市中野町6-13
 TEL (0778) 51-4270

郵便事業会社 鯖江支店
 鯖江市水落町1丁目2-28
 TEL (0778) 51-0100

- 片上郵便局
 鯖江市吉谷町102-4-1
 TEL (0778) 51-4240
- 吉江郵便局
 鯖江市吉江町1-16
 TEL (0778) 51-4260
- 吉川郵便局
 鯖江市田村町1-6-1
 TEL (0778) 62-1240
- 豊郵便局
 鯖江市下野田町31-49
 TEL (0778) 62-1140
- 北中山郵便局
 鯖江市落井町39-21-1
 TEL (0778) 65-1150
- 河和田郵便局
 鯖江市河和田町20-4-1
 TEL (0778) 65-1100

24 税金 (Tax)

税金のお知らせ(納税通知書)をもらったなら必ず確認します。
コンビニエンスストアや金融機関の窓口などで払います。
期限(しめきり)におけると余分にお金(督促手数料や延滞金)をとられることがあります。
払えない場合は期限前に市役所収納課で相談します。

督促手数料・延滞金：お金をたくさん払わなければなりません。

納税のことで聞くところ

市役所 収納課 Tel (0778) 53-2211

24-1 住民税

鯖江市に払う税金です。

1月1日に鯖江市に住んでいる人そして働いている人が払います。

前の年の給料などで金額が決まります。

会社の給料で払う人もいます。

住民税のことで聞くところ

市役所 税務課 Tel (0778) 53-2210

24-2 所得税

国に払う税金です。

1月から12月までの収入で税金の金額が決まります。

会社の給料で払う人もいます。

確定申告が必要な場合があります。

確定申告：1年間の所得(収入)とその所得にかかる税金を計算して払うこと

所得税のことで聞くところ

〒915-8533 福井県越前市中央1丁目6-12

武生税務署 Tel (0778) 22-0890

24-3 自動車税

自動車やバイクを持っている人が払います。

(軽自動車やバイク) のことで聞くところ

市役所 税務課 Tel (0778) 53-2210

自動車税 (普通自動車) について聞くところ

〒915-0882 福井県越前市上太田町41-5

福井丹南県税相談室 Tel (0778) 23-4544

24-4 消費税

買ったものを買ったときなどに払います。

お金と一緒に払います。

税率は10%と8%です。

お店などで買う食料品(お酒以外)は8%です。

消費税のことで聞くところ

〒915-8533 福井県越前市中央1丁目6-12

武生税務署 Tel (0778) 22-0890

24-5 その他の税金

固定資産税

土地や建物などを持っている人が払います。

国民健康保険税

国民健康保険に入るときの税金です。

その他の税金について聞くところ

市役所 税務課 Tel (0778) 53-2209、2210